

京都府 令和7年度クリーニング師試験受験案内

1 願書受付

下記の受付期間に、受付場所まで必要書類等を持参ください。なお、郵送による受付は行っていません。

受付期間	令和7年8月18日(月)～29日(金) ※土曜日・日曜日を除く9:30～11:30、13:30～16:30
受付場所	京都府庁生活衛生課(京都府庁2号館3階) 京都市を除く京都府内の保健所環境衛生課(山城北保健所においては衛生課) 田辺、亀岡、綾部、宮津総合庁舎の総合案内・相談コーナー
必要書類等	受験願書 履歴書 ※受験願書裏面のものを使用 中学校、義務教育学校 又は高等学校の卒業証書(卒業証明書)の原本 ※照合後返却します。 ※大学、短大、専修学校、各種学校等の卒業証書(卒業証明書)は受付できません。 ※学校教育法による各種学校として認可されている在日外国人学校の卒業者は、事前に厚生労働大臣の学力認定を受ける必要がありますので、受付期日に関わらず生活衛生課(075-414-4757)まで、至急ご連絡ください。 ※婚姻などにより、現在の氏名が卒業証書等に記載された氏名と異なる場合は、戸籍抄本等(発行後6箇月以内のもの)を持参ください。照合後返却します。 写真1枚 ※事前に写真台帳に貼り付けてください。ただし、京都府ホームページからダウンロードした受験願書を使用する場合は、提出時にお渡しする写真台帳に貼り付けてください。 ※下記以外の写真は使用不可 ・6箇月以内に撮影・正面、上半身、無帽・縦4.5cm×横3.5cm・裏面に氏名、撮影年月日を記載 受験手数料7,810円 ※所定額の京都府納付済証を受験願書に貼付 ※京都府庁生活衛生課に提出する場合は京都府庁福利厚生センター1階券売機で、それ以外に提出する場合は保健所(総合庁舎)で納付できます。

2 受験資格

中学校卒業と同程度以上の学歴がある者

次のいずれかに該当する方が受験できます。

- ・中学校卒業、義務教育学校卒業など(学校教育法第57条に規定する者)
- ・各種学校として認可されている在日外国人学校の卒業者等で、厚生労働大臣の学力認定を受けた者など(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者)

3 試験日時・会場

試験日時	令和7年10月5日(日) 10:30～17:00 (10:00開場) ※10:15までに会場までお越しください。
試験会場	京都テルサ東館2階セミナー室・中会議室(京都市南区東九条下殿田町70) ※公共交通機関をご利用ください。

4 試験科目・出題内容

区分	科目	出題方法	時間	持ち物
学科試験	衛生法規に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 出題数：各科目10問 形式：三択一 	70分	<ul style="list-style-type: none"> 受験票 鉛筆 消しゴム
	公衆衛生に関する知識			
	洗濯物の処理に関する知識			
実地試験 (洗濯物の処理に関する技能)	繊維の鑑別	<ul style="list-style-type: none"> 布片5枚のそれぞれの繊維名を選択肢から選ぶ 	12分	<ul style="list-style-type: none"> 受験票 ゼッケン2枚 (受験番号を見やすい大きさに記入) 安全ピン8本 (ゼッケンをつけるために必要)
	洗濯物(カッターシャツ)の仕上げ技術 ※カッターシャツは、京都府が用意します。	<ul style="list-style-type: none"> 綿無地長袖白カッターシャツ、業務用アイロンを使用 本カフス仕上げ 背中のタックラインを下までつけること たたみ仕上げ 		

5 合格基準

学科試験、実地試験(繊維の鑑別、洗濯物の仕上げ技術)のそれぞれにおいて、合計得点が満点の6割以上である者を合格とします。ただし、学科試験3科目、実地試験2科目の計5科目のうち、1科目でも得点が著しく低い場合は、不合格とします。

6 合格発表

下記の期間、場所において、合格者の「受験番号」を掲示しますのでご確認ください。おって、試験合格者には合格証書が郵送されます。なお、電話による問い合わせには対応していません。

掲示期間	令和7年11月6日(木)9:00から2週間	
掲示場所	<ul style="list-style-type: none"> 京都府ホームページの「クリーニング師試験について」ページ https://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/news/cleaning.html (右記QRコードからもアクセスできます。) 京都府庁正門前、舞鶴総合庁舎を除く各総合庁舎、中丹東保健所の掲示板 	

7 得点の開示

個人情報保護に関する法律施行細則第24条第1項の規定により令和7年11月6日(木)から令和7年12月5日(金)まで(土日祝日を除く9:30~11:30、13:30~16:00)、希望する受験者本人にのみ、京都府庁生活衛生課において得点を開示します。

8 注意事項

- 試験の中止、延期、実施方法の変更等をする場合は、京都府ホームページの「クリーニング師試験について」ページ(上記URL、QRコードからアクセスできます。)にてお知らせします。
- 受験願書の提出は、書類が揃っていれば代理の方が行っても構いません。
- 受験願書の提出後は、提出書類及び受験手数料をお返しできません。
- 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したりしたことが判明した場合は、受験を拒否し、又は合格を取り消すことがあります。
- 合格証書は、受験願書に記載された住所に送付しますので、受験願書提出後、合格発表日までに転居される場合は、必ず郵便局に「転居届」を事前にご提出ください。
- 合格しているにもかかわらず、合格証書が合格発表後10日を経過しても到着しない場合は、速やかに京都府生活衛生課までご連絡ください。
- その他、不明な点があれば、下記の窓口までお問い合わせください。

京都府生活衛生課 075-414-4757	乙訓保健所 075-933-1241	山城北保健所 0774-21-2198
山城南保健所 0774-72-4302	南丹保健所 0771-62-4754	中丹西保健所 0773-22-6382
中丹東保健所 0773-75-1156	丹後保健所 0772-62-1361	